放射線障害防止法律第31条の2の規定に基づく事故等の報告に関する 解釈(案)等に対する意見募集の結果について

1. 意見募集の概要

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈(以下、「放射線障害防止法律第31条の2の規定に基づく事故等の報告に関する解釈」)等について行政手続法に定める命令等に該当するものではありませんが、任意に行う意見募集を実施しました。

期 間:平成29年10月26日から同年11月24日(30日間)

対 象:放射線障害防止法律第31条の2の規定に基づく事故等の報告に 関する解釈(案)

放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド(案)

登録認証機関等に対する立入検査ガイド(案)

方 法:電子政府の総合窓口(e-Gov)、郵送、FAX

御意見数:23件(23名)

2. 意見公募の結果

意見公募手続の対象とした解釈等に対する御意見に対する考え方は別表のとおりです。

このほか、意見募集手続を通じ、意見募集対象への御意見ではないもの計18 件(教育制度改革に係るもの等)が寄せられました。

御意見を踏まえて制定する解釈等は以下のとおりです。

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2に 基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する 解釈
- 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド
- 登録認証機関等に対する立入検査ガイド

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による 放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈(案) に対する御意見とそれに関する考え方について

平成29年12月13日 原 子 力 規 制 庁

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈(案)に対する御意見とそれに関する考え方

No.	御意見(要約)	考え方
1	1ページ2.1行目「報告の前」	使用者等が、法に基づく報告とは別に協定等に基づき必
	法令に基づく第一報は任意の公表より時間的に優先すべきものだ	要な範囲で関係機関に連絡をすることや、事故の発見の
	と考えるため、1. の 10 行目の「その旨を直ちに」報告する前に	情報が既に公になっていて短時間に関係機関への報告や
	「公表」するのは適当ではないと考える。	公表を複数の者が分担して実施するときに、原子力規制
		委員会への報告と若干の前後が生じることは問題ないと
		の趣旨です。
2	事故報告基準の第1号について、放射性汚染物は含まれていな	現行の施行規則第39条第1項第1号でも、放射性汚染物
	い。	が対象となっていないことと同様に、施行規則第28条の
		3 第 1 号も放射性汚染物は対象としていません。
3	2ページ1行目の枠内	本解釈中、各枠内に記載されている施行規則第28条の3
	施行規則第28条の3第1号の引用であることを記載すべきであ	各号の条文の前に、施行規則の各号の条文の引用である
	る。	ことを記載します。

-		
4	2ページ	放射性同位元素の定義は、法第2条第2項に規定されて
	「放射線同位元素の種類又は量の如何を問わず全て」とされてい	いるものを指しております。
	るが、放射性同位元素の数量及び濃度を定めた告示別表第一との	本解釈の対象である施行規則においても同様であること
	整合性が不明確である。明示的に「告示別表第一に定める放射線	から再度同じ定義を記載していません。このため、原案の
	を放出する同位元素全て」等と変更していただきたい。	とおりとします。
5	事故報告基準の第2号について、濃度限度は、数量告示第14条	御理解のとおりです。
	第3項では、「3月間の平均濃度」とありますが、この報告では、	
	「いかなる時点でも、1核種の場合は告示別表2の第5欄の値を	
	超えた場合、複数核種の場合は同欄のとの比が1を超えた場合に	
	報告する」と解釈するのか。また、線量限度について、数量告示	
	第14条第4項では、「4月1日を始期とする1ミリシーベルト」	
	とされているが、報告にあたって、「積算で、1ミリシーベルトを	
	超えたときに報告する」と解釈するのか。	
6	「排出」という用語は施行規則に見当たらないため、2ページの	2ページ目の二の3.の「排出」を「排気」に、3ページ
	二の 3. の「排出」は「廃棄」とすべき。(3 ページの三の 3. の	目の三の3.の「排出」を「排水」と修正します。
	「排出」についても同様)	
7	③、④の「に規定する」は、3ページの三の2.の②、③の「の規	3ページの三の2.の②及び③の「の規定に基づく」を「に
	定に基づく」との文言の統一が必要。	規定する」に修正します。
8	事故報告基準の第3号について、濃度限度を超えたときとは、	数量告示第 14 条第 3 項の規定のとおり、4 月 1 日、7 月
	「いかなる時点でも、1核種の場合は告示別表2の第6欄の値を	1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間について
	超えたとき、複数核種の場合は同欄との比が1を超えた場合」と	の平均濃度が告示別表第2の第6欄の値を超えた場合に
	解釈するのか。	対象となります。
9	施行規則第14条の11第1項第4号二に「排気設備は、排気口以	「一般的には、排気口や排水口以外の場所から管理区域

	外から気体が漏れにくい構造とし」と規定されているとおり、排	外に漏えいすることは異常」と修正します。
	気口以外から漏えいしてはならないとまでは要求していないた	
	め、3ページの四の1.の2行目「排気口や排水口以外の場所から	
	漏えいすることは異常」は不適切な記載である。(排水設備につ	
	いても同様)	
1 0	事故報告基準の第4号について、説明書き「1」説明のほかに、	運用上の留意点の①と②については放射線施設に、③に
	「2」の線量当量率や密度も定められた値を超えたときも、報告	ついては放射性同位元素等の運搬中についての事象を記
	の対象と説明されているが、最後の文章の「確認された場合を対	載しております。そのため、事象が違うため、「確認され
	象とする」とすると、あたかも、「2」の場合「のみ」を報告の対	た場合を対象とする」が明確であり、原案のとおりとしま
	象のように感じられる。「確認された場合も対象とする」と	す。
	「を」を「も」とし、より正確にすべきと考える。	
1 1	1. の 4 行目「運搬中に放射性同位元素」と 7 行目「運搬中に放射	平仄がそろっていなかったため、4 行目の「運搬中に放射
	性同位元素等」の「等」の有無は、何を意味しているのか。	性同位元素」を「運搬中に放射性同位元素等」に修正しま
		す。
1 2	4 ページ 3. 運用上の留意点 管理区域外での漏えいについて、3.	施行規則第 28 条の 3 第 4 号で除外されている場合を除
	①では放射性同位元素等の量又は濃度の如何を問わず対象として	き、管理区域内で管理すべきものが外部に漏えいした場
	いるが、法第31条の2では事故報告の対象は「放射線障害が発生	合には、法第31条の2における放射線障害が発生するお
	するおそれのある事故…」となっている。また、今回の法改正で放	それのある事故として報告対象としておりますが、漏水
	射線障害予防規程には放射線障害のおそれのある場合の情報提供	から汚染が検出されず、また漏水のある場所及びその付
	も追加され、僅かに検出された極々微量の放射性同位元素の漏え	近からも汚染が検出されなかった場合は、管理区域外に
	いで放射線障害が発生するおそれがあるのかどうか、II 四 4. ②の	放射性同位元素等が漏えいしていないことから矛盾は生
	検出されなかった場合には対象外となる解釈も含め、本解釈と法、	じておりません。
	さらには放射線障害予防規程での危険時の措置やこの情報提供へ	また、法改正で放射線障害予防規程の記載事項に追加さ

	の適用、その情報提供を受けた者の間でも矛盾と混乱が生じるの	れた放射線障害のおそれのある場合の情報提供に関する
	ではないか。	ことについては、危険時の措置の一環として、適切に外部
	従来の事業所内の火災時の通報と同様に、通常経路以外からの排	に情報提供を行うため、あらかじめ使用者等が手順等を
	出については第一報を連絡し、その後の評価で排水排気中濃度限	定めることを求めるものです。
	度と比較して低い濃度であれば事故報告の対象としない運用等、	
	今後の運用検討を望む。	
1 3	3-4 ページ放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき(第	
	15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていない	
	放射性同位元素の使用をした場合を除く。)	
	3. ①では量又は濃度の如何を問わず報告すべきとあるが、4. ②の	
	報告対象でない事例として排水管の亀裂で汚染が検出されなかっ	
	たときとあり、矛盾している。表面密度限度の 1/10 を超えない	
	ものが持ち出し可能であるように、例えば濃度の 1/10 を超えな	
	いものであれば漏えいが予想された場合でも報告不要とする等の	
	条件を示すべきである。あるいは事業所側で測定条件を定めても	
	よいか。	
1 4	放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき	
	4. 事例について、「報告対象でない事例」では「排水管に亀裂が	
	生じたため、測定を行ったが、汚染等が検出されなかったと	
	き。」としている。例えば、排水管に亀裂が生じ、そこからの漏	
	水が発生している場合でも、測定の結果で汚染が検出されない場	
	合は、この「報告対象でない事例」に該当するという解釈でよい	
	か。	
<u> </u>	•	

1 5	4ページの3.と4.の左余白は同一にすべきである。	修正します。
1 6	4ページの3.の③の2行目及び5行目について、線量当量率が上	当該事項での報告対象は、「漏えいしたとき」を対象とし
	昇する原因は漏えいによるものだけとは限らず、遮へい性能の劣	ていることから、原案のとおりとします。
	化のみの可能性も想定され得るため、「漏えいのおそれ」等とす	
	べきである。	
1 7	3. 運用上の留意点①において、「放射性同位元素等の量又は濃度	管理区域外への漏えいは、測定以前でも、放射性同位元素
	の如何を問わず管理区域外に漏えいが生じた事実が確認された場	を封入した容器を落とし、内容物が漏えいする等、目視等
	合を対象とする。」と書かれているが、漏えいの事実が確認され	でも確認できることがあります。
	たと言う以上その濃度又は検出感度についての定義を明記すべき	濃度又は検出感度については、一律に定めることはしま
	ではないか。	せんが、使用者等が、放射線の種類やエネルギー等を踏ま
		えた適切な放射線測定器及び測定方法により測定を行
		い、検出限界を超える有意な値が検出された場合には、漏
		えいが生じたと判断してください。
1 8	5ページ 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき	放射性同位元素を使用する上で安全を確保するため、万
	について、「ただし、次のいずれかに該当するときを除く。」につ	が一の漏えい等の事象に備え、あらかじめ堰を設け、漏え
	いて、4. ②報告対象でない事例で「排水設備から漏えいが発生	いした放射性同位元素等の汚染の拡大を防止し、速やか
	したが、漏えいした範囲が堰構造となっている室内に留まったと	に回収できるようにした場合には放射線障害の影響が少
	き」とあるが、これは報告をするべきではないか。	ないことから除外規定を設けています。
1 9	事故報告基準第5号について、4.事例①報告対象の事例の「密封	放射線の種類やエネルギー等を踏まえて適切な放射線測
	線源が破損し、汚染の除去ができないとき。」について、汚染の	定器を使用してください。
	検査にサーベイメータによる汚染検査でもよいか。	
2 0	5ページ 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき	一週間についての平均濃度で判断するものは空気中の濃
	について、「ただし、次のいずれかに該当するときを除く。」につ	度限度になります。表面密度限度はある期間の測定値の

いて、ハ漏えいした放射性同位元素等の放射能量が微量のときその他の漏えいの程度が軽微なとき。2. 語句及び文章の解釈②

「放射性同位元素等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき」とは、「数量告示第7条に規定する空気中濃度限度及び数量告示第8条に規定する表面密度限度を超えない量をいう。」とあるが、これらの数量は一週間についての平均濃度で判断することでよいか。

また、放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしても報告が不要の場合についての例示があるが、 α 線放出核種について特段に注意する点はあるか。

平均ではなく、測定時の結果から判断することになりま す。

ここでは、事故報告の対象となる共通的な解釈を記載しており、特に α 線放出核種についてのみ特段言及することはしていません。

2 1

6-7 ページセ 放射性同位元素等に火災が起こり、又は放射性同位元素等に延焼するおそれがあるときについて、また、管理区域内で火災が発生しても、放射性同位元素に被害が及ばなければ(又はおそれがなければ)報告の必要はないという解釈でよいか。例えば、使用室で火災が発生したが、発見時に消火でき、放射性同位元素に火が及ばなかった場合である。平成25年3月19日付の通知文書「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について(連絡)」内の「事故・トラブル等の緊急時における連絡方法」によれば、「事業所内(事業所境界内)で火災が発生した場合においても、以下の連絡先へ電話連絡及びFAXにより状況を通知してください。」とあり、「連絡」が必要である。この文書は、同解釈の発出後も有効か。有効とするならば、「報告」と「連絡」の区別が、一見して分かりにくいため、どこか(2.運用上の

本解釈にあるとおり、放射性同位元素を貯蔵箱又は貯蔵 容器に保管してあって、貯蔵箱又は貯蔵容器が破損する おそれがない等、明らかに放射性同位元素に延焼がない 場合は、報告の対象外となります。

なお、平成25年3月19日付の事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について(連絡)」は、廃止していないため、同事務連絡の「事故・トラブル等の緊急時における連絡方法」にあるとおり、今後も事業所内(事業所境界内)で火災が発生した場合には原子力規制庁への連絡が必要となります。

しかしながら、今回の法改正による事故報告事項の明確 化に伴い、今後、平成 25 年 3 月 19 日付の事務連絡は、 改正法令の施行(平成 30 年 4 月 1 日)にあわせて、見直

		T
	注意点など)で定義しておくべきである。	しを行う予定です。
	また、放射性同位元素を所持していない放射線発生装置に関して	なお、放射性同位元素を含まない放射線発生装置に関し
	は、放射性汚染物に延焼するおそれがあるときのみ報告するとい	ても、管理区域内の放射線発生装置から発生した放射線
	う対応でよいか。放射線発生装置の非汚染管理区域は除外してほ	により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染さ
	しい。	れた物に火災が起こり又は延焼するおそれがある場合も
2 2	7ページ3. ①報告対象の事例について、「管理区域内で火災が発	法令上の報告対象になる場合があります。
	生し、放射性同位元素等に延焼するおそれがあるとき。」とある	
	が、平成 25 年 3 月 19 日付の文科省文書「原子力規制委員会への	
	業務移管に伴う当面の対応について(連絡)」において、「事業所	
	内(事業所境界内)で火災が発生した場合においても、以下の連	
	絡先へ電話連絡及び FAX により状況を通報してください。」と規	
	定されているため、前者が制定されることにより後者は廃止され	
	るとの理解でよいか。	
2 3	7-8 ページ 八 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その	作業期間は1日ではなく、作業ごとになります。御指摘の
	他の取扱における計画外の被ばくがあったときであって、当該被	とおり、「管理区域内にいる者」が適切であるため、修正
	ばくに係る実効線量が放射線業務従事者以外の物にあっては〇・	します。
	五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるときについ	
	て、ここでいう五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者に	
	あっては0・五ミリシーベルトの作業期間の最小単位は1日と考	
	えてよいか。	
	8ページ8行目に「管理区域内にいる人」とあるが、「管理区域内	
	にいる者」の方が、法令用語として適切ではないか。	
2 4	9ページ4.①の1行目「女子」は、「数量告示第5条第3号に規	10 ページの 4. ①の 1 行目の「女子」を「数量告示第 5 条

		定する女子」等と限定的に記載すべきです。また、「一定期間内	第3号に規定する女子」に、2行目の「一定期間内におけ
		における線量限度、」は生硬で理解し難いので、例えば「数量告	る線量限度、」を「数量告示第5条第3号に規定する一定
		示第5条第3号に規定する一定期間内における線量限度である」	期間内における線量限度である」に修正します。
		等としたらどうか。	
Ī	2 5	10ページの 1.の「廃棄物埋設地の跡地を利用する人」につい	「廃棄物埋設地の跡地を利用する人」を「廃棄物埋設地の
		て、「管理する期間」も対象期間であり、施行規則第14条の12	跡地を利用等をする人」に修正します。
		第2号には「廃棄物埋設地に係る跡地の利用をする場合その他の	
		原子力規制委員会が定める場合に」と規定されているため、跡地	
		利用だけに限定するのは正しくないと考える。	
	2 6	10ページ 十 「第十四条の十二第二号の線量限度を超えるおそ	施行規則第 14 条の 12 は、平成 16 年 6 月の法改正により
		れがあるとき」について、廃棄物埋設地を管理するとあるが、廃	廃棄物埋設に係る規定を整備したことを踏まえ、平成 17
		棄物を埋設する場所は決まったということか。	年 6 月の施行規則改正により規定したものです。
			なお、法における廃棄物埋設については、現状、実施主体
			からの事業許可・申請の実績はありません。
	2 7	10ページ 1. の 2 行目「線量限度を超える」は、「線量限度を超え	「線量限度を超える」を「線量限度を超えるおそれのあ
		るおそれのある」の誤記ではないか。	る」に修正します。
	2 8	11ページ 6. について、都道府、特別区にも RI 事業所は存在す	11 ページの 6.の「県」を「都道府県」に、「市町村」を
		るため、「県」は、「都道府県」、「市町村」は「市町村区」とすべ	「市区町村」に修正します。
		きである。	

放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド(案)に対する御意見とそれに関する考え方

No.	御意見(要約)	考え方
2 9	対象事業者別にまとめて記載していただきたい。	本ガイドは、施行規則第21条第1項の号番号順に記載し
		ており、各号の対象事業者は、条文を記載した枠囲みの中
		に【対象事業者:〇〇】と記載しておりますので御参照く
		ださい。
3 0	施行規則の条文の一部ではないため、2ページの枠内の「【対象事	条文の対象者を明確にする観点から、枠内に記載した方
	業者:使用者等】」は枠外に記載した方が適当である。	が分かりやすいと考えております。
		また、条文の一部と混同しないように間隔を開け、【】と
		しています。このため、原案のとおりとします。
3 1	法令事項(記載しなければならない項目)と施設の実態に応じて記	本ガイドは、法令に基づき放射線障害予防規程又は下部
	載することが望ましい事項を区分して記載していただきたい。	規程に記載すべき共通の事項を示しております。そのた
		め、本ガイドに記載していない事項であっても、施設の実
		態に応じて放射線障害予防規程に記載することが望まし
		い事項は、各使用者等において判断して記載してくださ
		し、。
3 2	「本ガイドで示す内容はそれに限定されるものでなく、法、令及	本ガイドの位置付けにつきましては、ガイド冒頭に記載
	び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと	されているように(1)本ガイドで示す内容はそれに限定
	判断する。また、本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の	されるものではなく、法、令及び施行規則に照らして適切
	実態を踏まえ適切な事項を明記する必要がある」とあるが、文中	なものであれば、これらに適合するものと判断すること
	の記載方法は断定的であり、他の記載を許容する余地が感じられ	(2) 本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態
	ない。「~以上とする」や「~規定すること」等、限定的な記載	を踏まえ、適切な事項を明記する必要があることと記載
	は避け、「~以上とすることが望ましい」や「~規定することが	しています。

望ましい」と言った記載にすべきである。

33

「本ガイドは、予防規程に定める記載事項について明確にするものである。なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、」を「本ガイドは、予防規程に定める記載事項について代表例を挙げるものである。そのため、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく」とすると本ガイドの位置づけがより明確になる。

本ガイドに則って全てを放射線障害予防規程に記載すると長文となり、実態に応じた細やかな変更がしづらくなると懸念される。 放射線障害予防規程の実効性を高めるためには、下部規程(実施細則)の利用を推進すべきであり、そのような記載をしてほしい。

全体の印象として、過剰の規程作成要求が含まれている。放射線 障害予防規程には主任者の裁量に委ねたある程度の自由度も必要 であると考えられる。現実的な程度を行き過ぎると、実際には実 施されないような規程になったり、放射性同位元素の利用の縮小 につながりかねない。対作業効果を考えれば、今回の対応が著し い改善をもたらすかどうか疑わしい。本ガイドの対応を、全ての 事業所ではなく、特定許可使用者に限定してもよいのではない か。

また、本ガイドでは法令事項(記載しなければならない項目)と施 設の実態に応じて記載することが望ましい事項が、同列に記載さ れており、ガイドとして不適切である。ガイドである以上、両者を

放射線障害予防規程については、ガイドを参照しつつ、使用者等自らがその事業の実態を踏まえ、判断し、適切な事項を記載することが求められています。

下部規程については、従来も使用者等がそれぞれの実態 を踏まえて作成する方が効果的な場合に下部規程を作成 する旨を放射線障害予防規程に記載していただくことで の対応を認めており、その運用に変わりはありません。

	区分して記載すべきである。	
3 4	1ページ1.の9行目「事項について放射線障害予防規程(以下	同主旨、表現上の問題であるため、原案のとおりとさせて
	「予防規程」という。)に定め、原子力規制委員会に届け出る」	いただきます。
	について、法第21条第1項の規定のとおり「事項について定め	
	た放射線障害予防規程(以下「予防規程という。)を作成し、原	
	子力規制委員会に届け出る」と記載したほうが適当である。	
3 5	1ページ2.の6行目「届出販売業者若しくは届出賃貸業者又は廃	届出販売業者及び届出賃貸業者は、両方の届出をしてい
	棄事業所(以下「事業所等」という。)ごとに作成」について、	る同一の者も多数存在することから、法第 21 条の届け出
	許可届出使用者が複数の工場(事業所)を持つ場合はそれぞれの	る対象事業者として書き分けたものです。
	工場(事業所)ごとに作成すべきということは理解できるが、届	このため、原案のとおりとさせていただきます。
	出販売業者(届出賃貸業者)が届出販売業者(届出賃貸業者)ご	
	とに作成すべきというのは、何を意味しているのか。届出販売業	
	者が届出販売業者ごとに作成しないということはあり得るのか。	
3 6	法第17条第1項に規定されている「工場又は事業所」の定義に	法では、放射線障害予防規程の作成を要する対象として、
	おいて「廃棄事業所」は包絡されているため、1ページ2.の6行	一般的な許可届出使用者と許可廃棄業者は分けて記載し
	目「廃棄事業所」は削除すべきである。	ていることから、より明確にするため、廃棄事業所を明記
		しています。
3 7	1 ページ 0-3)について、下部規程の名称記載について、多くの事	放射線障害予防規程に記載すべき事項は多岐に渡ること
	業所では下部規程を、細則、手順書、マニュアル等、その作業手順	から、文書の階層化を図ることは可能です。
	ごとにより細かく手順を分類しており、全ての下部規程を記載す	なお、下部規程がさらに階層化されている場合、それらを
	るのは困難で、細かなマニュアル構成等を変更する場合に、都度放	包含する最上位の規程の名称を放射線障害予防規程に記
	射線障害予防規程の変更が必要になることを考えると全ての記載	載することで対応することも可能です。
	は非効率的である。このため、主となる下部規程を記載し、細かな	

	マニュアル等は、例えばその下部規程内に記載することで対応したいが、いかがか。	
3 8	1ページ 0-2)について、放射線障害予防規程は事業所ごとに作成	大学構内に存在する複数の事業所の放射線障害予防規程
	とあるが、大学において複数の事業所を同一の放射線障害予防規	の内容が同一であっても、放射線障害予防規程は事業所
	程とすることも可能か。	ごとに作成し、届け出てください。
3 9	2ページ 0-6)について、「責任者」は「例えば、各々の業務の担	本ガイドに記載されているように、責任者とは放射線障
	当部署の長等の権限及び責任を付与された者を規定すること」と	害予防規程に定める使用者等の各々の業務に対し権限及
	あるが、改めて何のために責任者を規定するのか目的を明らかに	び責任を付与されている者のことで、各規制要求事項に
	してほしい。従来も学長やセンター長を責任者としていた場合も	対する責任を明確にしていただく観点から記載を求めて
	あれば、現場担当者を責任者としていた場合もあり、条文の内容	います。そのため、使用者等の実態を踏まえて定めていた
	に相応しいように整えられていた。どう書かれていても、何かあ	だけば結構です。
	った場合の責任に関しては調査委員会等が立ち上がって事実関係	なお、ここでの責任者とは、業務管理・運営上の責任者で
	を調査して決められるべきであり、このような記載は事前にも事	す。業務を外部に委託した場合には当該委託を管理する
	後にも誤解を招くおそれがあるのではないか。	責任者を記載していただくことが必要となります。
4 0	3ページ 1-1)③について、「汚染の状況の測定等を行う責任者」	
	とすると、測定を行うのは必ず使用者等のように解釈される。日	
	常管理を外部業者に委託している事業所は多く、実状に合わせた	
	記載ができるようにすべきである。	
4 1	2ページ 1-1)②の1行目及び2行目の「法律」は「法」以外のど	御指摘のとおり分かりづらい記載となっているため、
	の法律のことを指しているのか。	「法」と修正します。
4 2	2ページ 1-1)について、「責任者が安全管理の監督を行うために	「責任者が安全管理の監督を行うために与えられる権限

	与えられる権限等」とあるが、「権限」以外に何を指すのか具体	等」と記載している箇所はありませんが、「・・・並びに
	的に示してほしい。他の例がないのなら「等」は削除すべき。	主任者が安全管理の監督を行うために与えられる権限
		等」との記載があります。この場合の等は、放射線取扱主
		任者に対する事項だけでなく、その他の放射性同位元素
		等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者
		に関する職務及び職位に関することであり、具体的な例
		は、本ガイド 1-1)の①から③にあるとおりです。
4 3	2ページ 1-1)②について、複数の主任者を選任している場合、各	使用者等の実情に合わせて主任者の権限内容を同一とす
	主任者の職務の権限を明確にすることとあるが、多くの施設で	ることも可能ですが、課題や問題が生じた場合の責任範
	は、複数の主任者に同一の権限を与えている。これにより、代理	囲及び判断をする場合の決定の手続等について、あらか
	者を選任する必要がないこと、複数の専門家による施設管理業務	じめ明確にしておくことが必要と思われます。また、その
	の実施が可能となる等のメリットがある。一方、各主任者の職務	ような場合でも、全部又は一部の主任者が不在の時の同
	権限を明確にすると、それぞれの主任者の責任範囲が限定的とな	様の手続を、あらかじめ明確にすることを求めるもので
	り、全体的な責任を負うことが不明確となることが危惧される。	す。
	各主任者の職務と権限は同一とすることも可能とすべきである。	
4 4	2ページ 1-1)①について、3ページの次号(施行規則第21条第1	放射線取扱主任者の選任・解任は、使用者等において使用
	項第2号)では、代理者の選任・解任の手順を定めることを求めて	の開始まで又は人事異動等による放射線取扱主任者の交
	おり、同様に放射線取扱主任者に関しても選任・解任の手順を求め	代の際等に組織として手続がなされるものと考えていま
	るべきではないか。	す。他方、代理者の選任・解任は、放射線取扱主任者の旅
4 5	3ページ 2-1)について、主任者を選任・解任する手順とは何か。	行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができ
	手順は不要ではないか。	ない場合が生じたときに行うものであるため、突発的に
		選任せざるを得ない場面も生じます。このため、代理者の
		職務の遂行に支障が生じないよう、選任・解任の手順につ

4 6	3ページ 1-2)について、「審議事項の範囲」まで記載する必要は	いて放射線障害予防規程にあらかじめ定めることを求め たものです。 放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するた
	ないのではないか。	めの会議を設ける場合、その位置づけ、審議事項の範囲を 記載することにより、会議の目的を明確にする必要があ ります。 このため、原案のとおりとします。
4 7	3ページ 施行規則第21条第1項第2号放射線取扱主任者の代理者に関することについて、「なお、主任者が、職務を行うことができない期間が30日に満たない場合は、原子力規制委員会に対して、代理者の選任の届出を要しないが、代理者を選任しておく必要がある。」とあり、必ず、「代理者」が必要と読めるが、主任者が少人数の施設では、困難が予想される。 3ページ2-2)代理者の職務及び権限を主任者の権限と同等でないならば、代理者を置く必要はないのではないか。	放射線取扱主任者の代理者は、法第 37 条第 1 項に基づき、放射線取扱主任者が事故等によりその職務を行うことができない場合において放射線取扱主任者の職務を代行させるために選任するものであり、法第 37 条第 4 項に「放射線取扱主任者の代理者は、放射線取扱主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の範囲の適用については、これを放射線取扱主任者とみなす。」と規定されており、使用者等の実態に応じて必ず選任していただく必要があります。放射線取扱主任者の職務を代行する場合は、放射線取扱主任者の職務を代行する場合は、放射線取扱主任者の権限と同等です。
4 9	3ページ 2-2)について、法令上、代理者は主任者の職務を代行することになっており、代行期間の職務及び権限は主任者と同じと考えられるため、改めて放射線障害予防規程に規定する必要はないのではないか。	法第37条第4項に基づき放射線取扱主任者の職務を代行する場合、代理者の職務及び権限は放射線取扱主任者の権限と同等となります。 そのため、職務及び権限が同等であるならば、放射線障害予防規程において複数の号で要求されている事項をまと

		めて規定した方が整理しやすい場合は統合してもよいと
		する 0-5)の記載のとおり、第 1 号の放射線取扱主任者の
		職務及び権限の規定に、代理者の職務及び権限を統合す
		ることは可能です。
		ただし、使用者等によっては、代理者を複数置く場合が考
		えられ、その場合の代理者の職務及び権限を明確にする
		必要があることから、代理者の職務及び権限を放射線障
		害予防規程において規定することとしています。
5 0	4ページ説明本文2段目について、「本号では、放射線障害を防止	「放射線障害の防止するため」は「放射線障害を防止する
	するため、…」あるいは、「本号では、放射線障害の防止のため、	ため」に修正します。
	…」に直すべき。	
5 1	4ページ施行規則第21条第1項第3号について、「放射線障害の	
	防止するため」は「放射線障害を防止するため」あるいは「放射	
	線障害の防止のため」か。	
5 2	4ページ施行規則第21条第1項第3号について、「点検の手順」	放射線施設の維持及び管理、点検とは、各使用者等の実態
	とあるが、何を記載すべきかが曖昧である。「施設を維持するた	に応じ、放射線障害の防止や法令上の施設基準等を維持
	めの点検」として、施設内の除草作業についても定める必要があ	するために必要な維持管理、点検を指します。「点検の手
	るのか。	順」とは、点検の時期、方法、判定の基準等点検に係る細
		目のことです。
		施設内の除草作業が施設基準を維持するために必要な管
		理に該当するかどうかは使用者等が自らの施設の状況に
		応じて判断していただくことになります。
5 3	4ページ 3-2)について、「点検の項目の細目」とは具体的には何	点検の項目の細目については、許可又は届出をした放射
		

	を指すのか?	線施設が施設の技術上の基準に適合しているか確認する
		ために必要な内容を規定してください。
5 4	 4 ページ 3-3) 「放射線施設及び管理区域ごとの点検頻度を規定す	「放射性同位元素等よる放射線障害の防止に関する法律
	ること。」について、多くの大学の放射線障害予防規程では、自	施行規則の一部を改正する総理府令及び関係告示の施行
	主点検について「年2回」ではなく、自主性に任せていたと考え	について(通知)」(平成4年3月26日科学技術庁原子力
	られる。「少なくとも年2回」ではなく「年1回以上」でよいと	安全局放射線安全課長)の通知では、点検の頻度を「年に
	考えられる。	2回を標準とし、事業所等における従来の放射線管理の業
5 5	4 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 3 号 3-3)について、施設等の	務を考慮して定める」こととしています。これを踏まえ、
	点検頻度について、施設によってはその稼動により年2回の点検	「年に 2 回を標準とし、事業所等における実情に応じて
	が困難な施設も考えられる。年1回以上でよいのではないか。	合理的な範囲で実施することとし、許可届出使用者及び
5 6	4ページ施行規則第21条第1項第3号3-3)について、「少なくと	許可廃棄業者の実態に応じて適切な頻度を規定するこ
	も年2回実施するとし、」とありますが、法にはないため、行政	と。ただし、少なくとも年に 1 回行うことを規定するこ
	指導ということか。様々な放射線施設に対して一律に少なくとも	と。」と修文します。
	年2回実施するとする根拠は何か。PDCA を回し、改善に至ること	
	が重要で、点検回数を形式的に決めることで解決できるとは言え	
	ないと考える。	
5 7	4ページ施行規則第21条第1項第3号3-3)について、「少なくと	
	も年に2回実施することとし、許可届出使用者及び許可廃棄業者	
	の実態に応じて適切な頻度を規定すること。」とすると、全ての	
	点検項目において最低実施回数が年2回と解釈される。場所・状	
	況によっては年1回でもよいのではないか。「放射線施設及び管	
	理区域ごとに点検頻度を規定すること。なお、点検の頻度につい	
	て、放射線施設の室等ごとに適用される施設基準及び行為基準に	

	適合しているかを確認するため、許可届出使用者及び許可廃棄業	
	 者の実態に応じて適切な頻度を規定すること。少なくとも年に 2	
	 回実施することが望ましい。」とした方がよい。	
5 8	4ページ 3-4)について、ここに記載されている「手順」の意味が	なお書きのとおり、措置を講じるに当たって、放射線取扱
	 不明である。修繕措置は、異常の状態、修理の規模、必要な金額	│ │主任者等の確認や、必要に応じ作業計画書の作成に関す
	 によって大きく変わるため、手順を設定することはできない。	 ることを規定することを示しています。
5 9	4ページ 3-5)について、ここに一時立入者の立入り手続や制限に	ここでは、放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入
	ついて記載されているが、施設の維持管理のための一時立入者は	る手続、立会い又は立入制限等の手順を規定するもので
	一般の一時立入者とは別に規定するということか。	あり、使用者等の実情に合わせて規定してください。
6 0	4ページ 3-5)について、「手順」の意味が不明である。ここでい	
	う「放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る手続」と 7-3)	
	などにある一時的に立ち入る者に対する手続の違いはあるのか。	
6 1	5ページ 4-1)について、「使用に関する責任者」とは具体的にど	0-6) のとおり、「放射線障害予防規程に記載する各々の
	のような者を指すのか。	業務の「責任者」は、例えば、各々の業務の担当部署の長
		等の権限及び責任を付与された者を規定すること。」とし
		ています。このため、放射性同位元素及び放射線発生装置
		の使用に関して、担当部署の長等の権限及び責任を付与
		された者を規定してください。
6 2	5ページ4-2)について、「放射性同位元素又は放射線発生装置の	4-2)の規定では、放射線障害予防規程には共通する事項
	使用に関し、具体的な使用の方法を規定すること」とあるが、使用	(使用方法として具体的な実験計画や要領を定める手
	方法は申請書に記載されているとおりとし、具体的な使用方法は、	続、確認事項等)を記載し、より具体的な使用方法は、実
	利用者が提出する実験計画書や実験要領書に記載し、それを認め	験計画書や実験要領書に記載された使用の方法を具体的
	ることで「規定する」とみなしてよいか。	な使用方法と見なすことを放射線障害予防規程又は下部

6 3	5ページ4-2)について、具体的な使用方法は多岐に渡り、記載	規程に定めることも可能です。
	する必要がない。	
6 4	5ページ4-3) について、下限数量を超えないことを確認するの	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法
	は、各使用場所で十分であり、総量を規制する必要はないので	律の一部を改正する法律及び関係法令の施行について」
	は。	(平成 17 年 6 月文部科学省科学技術・学術政策局原子力
		安全課放射線規制室事務連絡)において、管理区域外の複
		数の場所での使用により管理区域外における総量が下限
		数量を超えないことの確認の方法を含むことが記載され
		ており、4-3)は現行の運用を踏襲したものです。
6 5	6ページ 5-2)及び 5-3)について、「確認方法を規定する」とある	受入れ又は払出しを行う放射性同位元素等が許可又は届
	が、「確認すること」で十分であり、「方法を規定する」必要はな	出の範囲内であることの確認については、法第29条の譲
	l',	渡し、譲受け等の制限に抵触しないことの確認でもあり
		ます。同様に、貯蔵能力を超えていないことの確認につい
		ては、法第30条の所持の制限に抵触しないことの確認で
		もあります。これらの確認はいずれも重要な確認である
		ことから、その確認方法を放射線障害予防規程に規定す
		ることを求めています。
6 6	6ページの5-6の1行目「法第33条の2」は、「改正法によって	本ガイドの施行の日と法第33条の2の施行の日は同日で
	新設された法第33条の2」とした方が適当と考える。	あるため、原案のとおりとします。
6 7	6ページの5-6の3行目「廃棄物」は、法第33条の2の規定のと	御指摘の「廃棄物」の記載は、法第33条の2の規定に基
	おり「放射性同位元素等」と記載すべきである。	づいて、許可届出使用者及び許可廃棄事業者が放射性同
		位元素等を「廃棄物」として原子炉等規制法の廃棄事業者
		に引き渡すときのことであることは明らかであり、原案

		のとおりとします。
6 8	6ページ 5-5)について、廃棄の方法は、使用の実態、使用の方法	放射線障害予防規程における規定は、廃棄の方法に係る
	によっても変わりうるものであり、それを具体的に規定しても、	考え方及び方針等基本的な事項を記載し、変わりうる詳
	実効性がない。	細は、下部規程に委任し、下部規程の名称を記載すること
		で対応することも可能です。
6 9	6ページ 5-6)について、契約条件まで放射線障害予防規程に記載	改正法第4条において新設された放射線障害防止法第33
	する意図は何か。どのように放射線障害予防規程に記載するかが	条の2(廃棄に係る特例)に基づき、許可届出使用者又は
	不明である。	許可廃棄業者が原子炉等規制法の廃棄事業者に放射性同
		位元素等の廃棄を委託した場合、同条により核燃料物質
		又は核燃料物質によって汚染された物(以下「特例RI廃
		棄物」という。)とみなされた放射性同位元素等が、事後
		的に当該廃棄事業者の許可の範囲にないことが判明した
		場合には、廃棄を委託した許可届出使用者又は許可廃棄
		業者に当該特例RI廃棄物を返却できることを契約上担
		保しておくことが必要です。
		そのため、放射線障害予防規程では、当該委託契約時にお
		いて、その旨の条項を当該委託契約に含めることを明記
		していただくことを想定しています。
7 0	6ページ施行規則第21条第1項第6号6-2)について、「汚染の	施行規則第20条第1項第3号では「放射性同位元素によ
	状況を知るために最も適した測定箇所、測定を実施する期間及び	る汚染の状況を知るために最も適した箇所において行う
	測定方法等を規定すること」とあるが、「最も適した」の判断と運	こと。」と規定されています。
	用への対応が難しいことから、「最も適した」を外してほしい。	当該規定における「最も適した箇所」とは、放射線障害の
7 1	6ページ施行規則第21条第1項第6号6-2)について、汚染検	発生をできるだけ防止する観点から、施行規則第 20 条第

すで最適な測定場所や測定方法を放射線障害予防規程に記載することは現実的ではない。 1 項第 3 号の下欄に掲げるそれぞれの場所について放射線により最も多く被ばくすると考えられる箇所又は放射性同位元素による汚染が最も多いと考えられる箇所を指しています。 施行規則第 20 条第 1 項第 3 号における「最も適した測定箇所」は、施行規則第 20 条第 1 項第 3 号における「最も適した測定箇所」は、施行規則第 20 条第 1 項第 3 号における「最も適した箇所」と同義であるため、原案のとおりとします。本ガイドの1. において、本ガイドは、放射線障害予防規程に定めるべき記載事項について明確にするものであるは、計算によって二れらの値を算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることがごきる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることを記載すべきである。 7 3 7ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況はケースパイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を流行規則に整くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえって被害が大きくなることを危惧する。 7 4 7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになってしまう可能性があり、規定する事項ではないと考える。 1 項第 3 号の下欄に掲げるそれぞれの場所について放射に同位元素による汚染が最も多く被ばくすると考えられる箇所又は放射性同位元素による汚染が最も多いと考えられるに記れ、施行規則第 20 条第 1 項第 20 条第 3 項本文の規定「なお、施行規則第 20 条第 3 項柱書の規定を踏まえ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することが著しく困難である場合には、計算に方法を定めることが必要です。また、事前に方法を定めることが必要です。また、事前に方法を定めることが必要です。また、事前に方法を定めることが必要です。なお、想定される汚染の除染方法を定める場合でも詳細なが表します。			
性同位元素による汚染が最も多いと考えられる箇所を指しています。 施行規則第 21 条第 1 項第 6 号における「最も適した測定箇所」は、施行規則第 20 条第 1 項第 3 号における「最も適した箇所」と同義であるため、原案のとおりとします。 本ガイドの1. において、本ガイドは、放射線障害予防規 程に定めるべき記載事項について明確にするものである によ、計算によってこれらの値を算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることを記載すべきである。 にとを記載すべきである。 にとを記載すべきである。 にないて、 方染の状況 はケースバイケースである。 汚染はトラブルであり、除染方法を施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえって被害が大きくなることを危惧する。 アページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除 染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっ おい、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。まり、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。まり、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。まり、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。まり、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。まり、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。まり、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。		査で最適な測定場所や測定方法を放射線障害予防規程に記載する	1 項第 3 号の下欄に掲げるそれぞれの場所について放射
しています。 施行規則第 21 条第 1 項第 6 号における「最も適した測定 箇所」は、施行規則第 20 条第 1 項第 3 号における「最も適した箇所」と同義であるため、原案のとおりとします。		ことは現実的ではない。	線により最も多く被ばくすると考えられる箇所又は放射
施行規則第 21 条第 1 項第 6 号における「最も適した測定箇所」は、施行規則第 20 条第 1 項第 3 号における「最も適した簡所」は、施行規則第 20 条第 1 項第 3 号における「最も適した箇所」と同義であるため、原案のとおりとします。本ガイドの1. において、本ガイドは、放射線障害予防規程に定めるべき記載事項について明確にするものであるには、計算によってこれらの値を算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることを記載しています。このため、施行規則第 20 条第 3 項本文の規定「なお、施行規則第 20 条第 3 項本書の規定を踏まえ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することを規定すること。」を追加して記載します。 7 3 7ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況はケースパイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえって被害が大きくなることを危惧する。 7 4 7 4 7 6 -4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除染方法を定めることが難しい場合には、除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めることにより、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。			性同位元素による汚染が最も多いと考えられる箇所を指
簡所」は、施行規則第20条第1項第3号における「最も適した箇所」と同義であるため、原案のとおりとします。 7 へージ 6-3)について、「放射線の量及び放射性同位元素による 済染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、 放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合に は、計算によってこれらの値を算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できる ことを記載すべきである。 7 3 7ページ 6-4)について、汚染はトラブルであり、除染方法を 施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえって被害が大きくなることを危惧する。 7 4 7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除 染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっ よい、除染の全確保を図ることが必要です。 まり、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。 より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。			しています。
のできる。)について、「放射線の量及び放射性同位元素による 汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、 放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合に は、計算によってこれらの値を算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できる ことを記載すべきである。 ことを記載すべきである。 ことを記載すべきである。 ことを記載すべきである。 おかけにも計算によって算出できる ことを記載すべきである。 おり、本ガイドにも計算によって算出できる ことを記載すべきである。 おり、本ガイドにも計算によって算出できる ことを記載すべきである。 おり、 施行規則第 20 条第 3 項柱書の規定を踏まえ、放射線 測定器を用いて測定することが著しく困難である場合に は、計算によってこの値を算出することを規定すること。」を追加して記載します。 おり、 第1 において、本ガイドは、放射線障害予防規程に定めるべき記載事項について明確にするものである こと、法、令及び施行規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断することを記載しています。このため、施行規則第 20 条第 3 項柱書の規定を踏まえ、放射線 測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することを規定すること。」を追加して記載します。 おりにかどのような汚染が生じるのか想定できる場合には、あらかじめどのような汚染が生じるのか想定できる場合には、あらかじめ除染方法を定めることが必要です。また、事前に方法を定めることが難しい場合には、除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めることにより、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。			施行規則第21条第1項第6号における「最も適した測定
 7 ページ 6-3)について、「放射線の量及び放射性同位元素による 汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、 放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合に は、計算によってこれらの値を算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できる ことを記載すべきである。 7 3 7ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況 はケースパイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を 施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえって被害が大きくなることを危惧する。 7 4 7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除 染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっ より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。また、事前に方法を定めることが必要です。 第 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除 染方法をであることが必要です。 			箇所」は、施行規則第20条第1項第3号における「最も
 汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることを記載すべきである。 することを記載すべきである。 することを記載すべきである。 することを記載すべきである。 することを記載すべきである。 することを記載すべきである。 することを記載すべきである。 することを記載すべきである。 お、施行規則第20条第3項本文の規定「なお、施行規則第20条第3項本文の規定「なお、施行規則第20条第3項本文の規定「なお、施行規則第20条第3項柱書の規定を踏まえ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することを規定すること。」を追加して記載します。 許可届出使用者又は許可廃棄業者の実情を踏まえ、あらかじめどのような汚染が生じるのか想定できる場合には、あらかじめによるであることが必要です。また、す前に方法を定めることが必要です。また、事前に方法を定めることが必要です。また、事前に方法を定めることが必要です。また、より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。 			適した箇所」と同義であるため、原案のとおりとします。
放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることを記載すべきである。 ことを記載すべきである。 7 3 7ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況はケースパイケースである。 汚染はトラブルであり、除染方法を施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえって被害が大きくなることを危惧する。 7 4 7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除染方法を定めることが難しい場合には、除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めることにより、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。	7 2	7ページ 6-3)について、「放射線の量及び放射性同位元素による	本ガイドの 1. において、本ガイドは、放射線障害予防規
は、計算によってこれらの値を算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることを記載すべきである。 7 3 7ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況はケースバイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえって被害が大きくなることを危惧する。 7 4 7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除染方法を定めることが難しい場合には、除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めることにより、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。		汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、	程に定めるべき記載事項について明確にするものである
は、計算によって第出することができる。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることを記載すべきである。 7 3 7ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況はケースバイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえって被害が大きくなることを危惧する。 7 4 7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっより、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。		放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合に	こと、法、令及び施行規則に照らして適切なものであれ
る。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できることを記載すべきである。 7 3 7ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況はケースバイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえって被害が大きくなることを危惧する。 7 4 7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっなが、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。		は、計算によってこれらの値を算出することができる。」と定め	ば、これらに適合するものと判断することを記載してい
ことを記載すべきである。 測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することを規定すること。」を追加して記載します。 7 3 7ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況はケースバイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえって被害が大きくなることを危惧する。 7 4 7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除染方法を定めることが難しい場合には、除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めることにより、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。 より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。		られており、本ガイドにも計算によって算出することができ	ます。このため、施行規則第20条第3項本文の規定「な
は、計算によってこの値を算出することを規定すること。」を追加して記載します。 7 ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況 はケースバイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を 施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえ って被害が大きくなることを危惧する。 7 4 7 ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除 染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっ より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。また、より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。		る。」と定められており、本ガイドにも計算によって算出できる	お、施行規則第20条第3項柱書の規定を踏まえ、放射線
と。」を追加して記載します。 7 ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況 はケースバイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を 施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえ って被害が大きくなることを危惧する。 7 4 7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除 染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっ より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。		ことを記載すべきである。	測定器を用いて測定することが著しく困難である場合に
7 ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況 はケースバイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を 施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえ って被害が大きくなることを危惧する。 7 ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除 染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっ より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。また、より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。			は、計算によってこの値を算出することを規定するこ
はケースバイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を がじめどのような汚染が生じるのか想定できる場合に 施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえ って被害が大きくなることを危惧する。 事前に方法を定めることが難しい場合には、除染の作業 十回を作成した上で実施するという手順を定めることに より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。			と。」を追加して記載します。
施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえ って被害が大きくなることを危惧する。 フ 4 フ 4 フ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除 染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっ より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。	7 3	7ページ 6-4)について、汚染が見つかると言っても、汚染の状況	許可届出使用者又は許可廃棄業者の実情を踏まえ、あら
って被害が大きくなることを危惧する。 事前に方法を定めることが難しい場合には、除染の作業 7 4 7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除 計画を作成した上で実施するという手順を定めることに 染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっ より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。		はケースバイケースである。汚染はトラブルであり、除染方法を	かじめどのような汚染が生じるのか想定できる場合に
7 4 7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除 染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっ より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。		施行規則に書くことで書いた方法以外の方法がとれなくなりかえ	は、あらかじめ除染方法を定めることが必要です。また、
染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっ より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。		って被害が大きくなることを危惧する。	事前に方法を定めることが難しい場合には、除染の作業
	7 4	7ページ 6-4)について、汚染には色々な形態があり得るので、除	計画を作成した上で実施するという手順を定めることに
てしまう可能性があり、規定する事項ではないと考える。 なお、想定される汚染の除染方法を定める場合でも詳細		染方法を文書化すると方法自体を制約し、効果のないものになっ	より、除染を行う者の安全確保を図ることが必要です。
		てしまう可能性があり、規定する事項ではないと考える。	なお、想定される汚染の除染方法を定める場合でも詳細

な内容は、放射線障害予防規程ではなく、下部規程等において必要な措置を記載していただければ結構です。 7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 8 号の 8-4) 「健康診断の結果の記録の写しの交付」については、対象者自身による電磁的方法による記録の閲覧で、写しの交付に替えることとできないか。 1 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2) について、時間数を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。 7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2) について、時間数を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。 7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2) について、時間数を決定する「手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実施される講習会等で明らかにしていただきたい。			
7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 6 号 6-5) について、「測定の 結果の記録の写しの交付」、施行規則第 21 条第 1 項第 8 号の 8-4) 「健康診断の結果の記録の写しの交付」については、対象者自身に よる電磁的方法による記録の閲覧で、写しの交付に替えることと できないか。 一			な内容は、放射線障害予防規程ではなく、下部規程等にお
結果の記録の写しの交付」、施行規則第 21 条第 1 項第 8 号の 8-4) 「健康診断の結果の記録の写しの交付」については、対象者自身による電磁的方法による記録の閲覧で、写しの交付に替えることとできないか。 単に当該記録を閲覧させるだけでは適切ではありません。なお、施行規則第 22 条の 2 第 1 項において、健康診断の結果を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる旨が規定されていますので、同項の規定に基づき作成した健康診断の結果を電磁的方法により送付することを等をもって交付とすることは可能です。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてください。 フページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7-2)について、時間数を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。 7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7-2)について、「時間数を決定する手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実施される講習会等で明らかにしていただきたい。 検査 1 項第 21 条第 1 項第 21 条第 1 項第 3 号 2-2)について、「時間数を決定するため、必要最低限の時間数のみを定め、許可届出使用者及び許可廃棄業者が自ら時間数を決められるようにしたものです。このため、許可届出使用者及び許可廃棄業者において、教育訓練項目及び時間数を決定する 廃棄業者において、教育訓練項目及び時間数を決定する			いて必要な措置を記載していただければ結構です。
「健康診断の結果の記録の写しの交付」については、対象者自身による電磁的方法による記録の閲覧で、写しの交付に替えることとできないか。 単に当該記録を閲覧させるだけでは適切ではありません。なお、施行規則第 22 条の 2 第 1 項において、健康診断の結果を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる旨が規定されていますので、同項の規定に基づき作成した健康診断の結果を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能です。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてください。 7 6 7ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2)について、時間数を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。 7 7 7ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2)について、「時間数を決定する手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実施される講習会等で明らかにしていただきたい。	7 5	7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 6 号 6-5) について、「測定の	対象者自身に記録の写しを渡し、電磁的方法であっても
よる電磁的方法による記録の閲覧で、写しの交付に替えることとできないか。 ん。なお、施行規則第 22 条の 2 第 1 項において、健康診断の結果を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる旨が規定されていますので、同項の規定に基づき作成した健康診断の結果を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能です。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてください。 7 6 7ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7-2)について、時間数を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。 7 7 7ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7-2)について、「時間数を決定する手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実施される講習会等で明らかにしていただきたい。		結果の記録の写しの交付」、施行規則第21条第1項第8号の8-4)	当該記録が対象者の管理下に渡っている必要があるため
できないか。 断の結果を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる旨が規定されていますので、同項の規定に基づき作成した健康診断の結果を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能です。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてください。 つの法令改正は、事業所における放射性同位元素の使を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。 つっとのでは、事業所における放射性同位元素の使用の実態等を踏まえて必要な教育訓練を行うことができるようにするため、必要最低限の時間数のみを定め、許可を決定する手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実施される講習会等で明らかにしていただきたい。 原業業者において、教育訓練項目及び時間数を決定する		「健康診断の結果の記録の写しの交付」については、対象者自身に	単に当該記録を閲覧させるだけでは適切ではありませ
し、保存することができる旨が規定されていますので、同項の規定に基づき作成した健康診断の結果を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能です。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてください。 7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7-2)について、時間数		よる電磁的方法による記録の閲覧で、写しの交付に替えることと	ん。なお、施行規則第22条の2第1項において、健康診
項の規定に基づき作成した健康診断の結果を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能です。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてください。 7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2)について、時間数を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。 7 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2)について、「時間数を決定する手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実施される講習会等で明らかにしていただきたい。 項の規定に基づき作成した健康診断の結果を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能です。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてください。 今回の法令改正は、事業所における放射性同位元素の使用の実態等を踏まえて必要な教育訓練を行うことができるようにするため、必要最低限の時間数のみを定め、許可届出使用者及び許可廃棄業者が自ら時間数を決められるようにしたものです。このため、許可届出使用者及び許可廃棄業者において、教育訓練項目及び時間数を決定する		できないか。	断の結果を電磁的方法により記録することにより作成
により送付すること等をもって交付とすることは可能です。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてください。 7 6 7ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2)について、時間数を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。 7 7 7 7ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2)について、「時間数を決定する手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実施される講習会等で明らかにしていただきたい。 「より送付すること等をもって交付とすることは可能です。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてください。 今回の法令改正は、事業所における放射性同位元素の使用の実態等を踏まえて必要な教育訓練を行うことができるようにするため、必要最低限の時間数のみを定め、許可を決定するようにしたものです。このため、許可届出使用者及び許可廃棄業者が自ら時間数を決められるようにしたものです。このため、許可届出使用者及び許可廃棄業者において、教育訓練項目及び時間数を決定する			し、保存することができる旨が規定されていますので、同
す。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてください。 7			項の規定に基づき作成した健康診断の結果を電磁的方法
76 7ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2)について、時間数を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。 77 7 7ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2)について、「時間数を決定する手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実施される講習会等で明らかにしていただきたい。 76 7ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2)について、「時間数を決められるようにするため、必要最低限の時間数のみを定め、許可届出使用者及び許可廃棄業者が自ら時間数を決められるようにしたものです。このため、許可届出使用者及び許可廃業者において、教育訓練項目及び時間数を決定する			により送付すること等をもって交付とすることは可能で
76 7ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7 ー 2)について、時間数			す。この場合、この旨を放射線障害予防規程に定めてくだ
を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。			さい。
77 7ページ施行規則第 21 条第 1 項第 7 号 7-2) について、「時間数 るようにするため、必要最低限の時間数のみを定め、許可を決定する手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として	7 6	7ページ施行規則第21条第1項第7号7-2)について、時間数	今回の法令改正は、事業所における放射性同位元素の使
を決定する手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として 届出使用者及び許可廃棄業者が自ら時間数を決められる 求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実 施される講習会等で明らかにしていただきたい。 廃棄業者において、教育訓練項目及び時間数を決定する		を決定する「手順」を記載する必要はないと考える。	用の実態等を踏まえて必要な教育訓練を行うことができ
求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実 ようにしたものです。このため、許可届出使用者及び許可施される講習会等で明らかにしていただきたい。 廃棄業者において、教育訓練項目及び時間数を決定する	7 7	7ページ施行規則第21条第1項第7号7-2)について、「時間数	るようにするため、必要最低限の時間数のみを定め、許可
施される講習会等で明らかにしていただきたい。 廃棄業者において、教育訓練項目及び時間数を決定する		を決定する手順」とあるが、具体的にどのようなことを手順として	届出使用者及び許可廃棄業者が自ら時間数を決められる
		求めているのかが分かりづらい。ガイドに説明を加えるか、今後実	ようにしたものです。このため、許可届出使用者及び許可
手続、考え方等を放射線障害予防規程において明確にす		施される講習会等で明らかにしていただきたい。	廃棄業者において、教育訓練項目及び時間数を決定する
			手続、考え方等を放射線障害予防規程において明確にす
ることを求めています。例えば、放射線取扱主任者が時間			ることを求めています。例えば、放射線取扱主任者が時間
数の案を作成し、事業所の長が決定をすることや、会議の			数の案を作成し、事業所の長が決定をすることや、会議の
中で決定するなど許可届出使用者及び許可廃棄業者の実			中で決定するなど許可届出使用者及び許可廃棄業者の実
態に即して規定することが考えられます。			態に即して規定することが考えられます。

		T
7 8	7ページ施行規則第21条第1項第7号7-3)について、「一時的	施行規則第1条第8号において、放射線業務従事者は放
	に立ち入る者」の定義をお願いしたい。現状、各使用者等で「一	射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又は
	時的に立ち入る者」の解釈がばらばらである。	これに付随する業務(以下「取扱等業務」という。)に従
		事する者であって、管理区域に立ち入るものと定義され
		ています。また、これ以外の者が管理区域に一時的に立ち
		入る場合に、一時的に立ち入る者となります。
		放射性同位元素等又は放射線発生装置の利用形態、取扱
		等業務の内容は多岐にわたることから、許可届出使用者
		及び許可廃棄業者は、自らが施行規則第21条の2第1項
		第2号、第3号及び第5号に規定される者の範囲を明確
		化し、必要な教育及び訓練を実施することが重要です。
7 9	7ページ施行規則第21条第1項第7号7-5)「教育及び訓練と同	「手続」とは、許可届出使用者及び許可廃棄業者において
	等の内容の研修」について、外部機関が実施するこの法律に基づ	実施する教育訓練として、同等の内容の外部の研修等の
	く教育訓練、インターネットを介して行う e-learning や事業所	受講をすることをもって本号の教育訓練の受講とみなす
	内でISOのための教育のように異なる目的の教育訓練の中で実	場合において、その判断基準、みなす際の認定手順等をい
	施した放射線安全に係る教育を受講したことにより教育訓練を実	います。
	施したとみなす場合の手続を規定すると解釈してよろしいか。	
	また 7-4) の省略規程の対象とみなすという解釈でよろしいか。	
8 0	7ページ施行規則第21条第1項第7号7-5) について、「その手	
	続」とは何を意味するのか。	
8 1	8ページ施行規則第21条第1項第8号8-2) について、「規則第	「健康診断を行う時期等」とは、施行規則第22条第1項
	22条第1項第1号から第3号までの規定を踏まえ、健康診断を行	第1号から第3号までの規定を踏まえ、規定していただ

	う時期等を規定すること。」とあるが、多数の放射線業務従事者	くことを求めるものです。そのため、放射線業務従事者個
	を同一の時期に受診させることは困難であるため、「健康診断を	人ごとに健康診断の時期を定めていただくことを求める
	行う時期又は頻度を規定すること。」とすべきではないか。	というものではありません。
8 2	8ページ施行規則第21条第1項第8号8-2) について、「健康診	例えば、「放射線業務従事者が管理区域に立ち入る前」、
	断を行う時期等を規定する」とあるが、大学においては、健康診	「管理区域に立ち入った後 1 年を超えない期間」等を定
	断の時期は年度ごとに決めることとなっている。必要な事項は、	めていただければ結構です。このため、原案のとおりとし
	一定期間内での頻度であり、時期等を規定するのはそぐわず、本	ます。
	記載は削除すべきである。	
8 3	8ページ施行規則第21条第1項第9号9-2) について、方法を	ここでいう保健上必要な措置を講じる方法は、施行規則
	規定する必要はなく、「業務につかせない」あるいは「立入時間	第 23 条第 1 号の規定を踏まえたものですが、管理区域へ
	の短縮等の措置を講じること」で充分である。	の立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換のほかにも、
		合理的な措置があれば、その旨規定することは可能です。
8 4	9ページ施行規則第21条第1項第10号10-2)について、「規則	法令により備えるべきと定められている帳簿が散逸しな
	第24条第1項から第3項までの規程を踏まえ、帳簿の保管場所	いため、組織として責任を持って保管場所を把握、管理し
	を規定すること。」とあるが、保管場所は今年度の帳簿と過去の	ていただく観点から定めるものです。
	帳簿の保管場所は異なり、また、保管場所の変更も簡単にありう	保管場所は、一カ所でまとめて保管しても、担当部署や記
	るので、放射線障害予防規程にはなじまない。「保管方法」とし	載期間ごとに分けても結構です。なお、保存場所の詳細を
	て、「紙媒体、電子媒体の区別、及び施錠できる棚又は室で保管	下部規程に定めることも可能です。
	する」でよいと思われる。	
8 5	9ページ施行規則第21条第1項第10号10-2)について、「施行	
	規則第24条第1項から第3項までの規定を踏まえ、使用者等の	
	実態に応じ適切な帳簿の種類、閉鎖時期、保存期間及び保存場所	
	を規定すること。」とあるが、「保存場所」については施行規則第	

	T	
	24条第1項から第3項において要求がないため、削除すべきでは	
	ないか。	
8 6	9ページ施行規則第21条第1項第10号10-2)について、法第25	
	条に規定する記帳及び保存に関すること。」について、記帳の「保	
	存場所」まで定めることとなっている。	
	帳簿の保存場所の定めとしては、「事業所」、「書庫」等、一般的な	
	名称の記載のみでよいか。	
8 7	9ページ施行規則第21条第1項第10号10-2)について、保存	
	方法を明示することは可能であるが、「保存場所」の設定は必要	
	がない。古い帳簿は、その保存場所が容易に変わりうる。保存場	
	所ではなく保存部署の方が適切と思われる。線源については 5-	
	3) にあるように「保管の方法」のみ、健康診断の記録は8-4) に	
	あるように「保存期間」のみである。統一すべきである。	
8 8	9ページ施行規則第21条第1項第11号11-1)対応の手順に含	御指摘を踏まえ、「を規定すること」を削除します。
	める内容として「地震、火災その他の災害が起こったときに点検	
	を実施する基準を規定すること」とあるが「規定すること」は不	
	要。	
8 9	10ページ施行規則第21条第1項第12号12-3)について、「緊	緊急時に迅速に対応できるためには、平時からあらかじ
	急作業に従事する者を定める手順」は必要か。状況によって変わ	め緊急作業に従事する者を指定しておくことにより、教
	りうる。	育訓練を実施することが必要と考えます。そのため、緊急
		作業に従事する者を定める手順を規定することを求める
		ものです。
		その趣旨を明確にするため、本号の説明書きの「放射線障

		害が発生した場合に必要な措置」の後ろに「及びそのため
		に必要な準備」を追記します。
9 0	11ページ施行規則第21条第1項第13号13-3)について、「事	使用者等による「使用」や「保管」の他に「運搬」、「廃棄」
	故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性	等の全ての行為において、事故が発生する可能性が想定
	状及び数量」とあるが「取り扱っている」より「使用している」	されます。そのため、P.1「本ガイドの位置づけについて」
	あるいは「保管している」とした方がよいのではないか。	の第3段落3行目で定義した「取扱い」という言葉を用
		いています。
9 1	11ページ施行規則第21条第1項第14号 ホの「都道府県警察、	警察や消防との連携は、施設において緊急事態が発生し
	消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関するこ	た場合、警察による避難誘導や消防による消火・救助等の
	と。」について、「原子力規制庁と関係省庁が連携し、地域におけ	対応のため、警察や消防が必要とする情報をあらかじめ
	る受け皿の整備について検討した上で使用者等に対して情報提供	共有すること等を想定しています。
	を実施」する旨の説明していただいているが、使用者等が適切な	医療機関その他の関係機関との連携の考え方について
	対応をとれるよう、これを早期に確実に実施していただきたい。	は、今後、関係省庁等と検討を進め、許可届出使用者に情
9 2	11ページ施行規則第21条第1項第14号 ホの「都道府県警察、消	報提供を実施できるよう取り組んでまいります。
	防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。」に	
	ついて、対象の事業所から全国の都道府県警、自治体の消防や病院	
	等に、放射線障害予防規程の制定による相談が行われると推測さ	
	れる。これら機関においては、通常の業務とは異なり、新たに連携	
	構築作業を行う必要がある。相談について円滑に進めるため、自治	
	体の警察や消防に対して規制庁から事務連絡等によって周知及び	
	相談内容の定型化を図るべきと考える。	
	さらに、全ての医療機関が放射線に対して対応できるわけではな	
	いと思われることから、厚生労働省等と御検討いただき、各地域に	

おける対応可能な医療機関を指定していただくことを希望する。

93

11-12 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 14 号 14-3) について、応 急の措置に関する判断の基準は施設によって様々であり、「判断 の基準」の最後に・・・等を入れるべきである。また「除染の手」 順」を規定するのは現実的ではない。

その状況に応じた適切な対応が必要であり、必ずしも一定の方法 が有効とはいえない。例えば、どのような化学状態のどのような 元素でどのような部位、素材が汚染されたかによって、有効な手 段は全く異なる。その全てを記載することは現実的ではないし、 規定されていない手順を取りにくくなってしまっては逆効果にも なりかねない。また有効な手順は時代と共に更新される。

20 行目から 25 行目において放射線発生装置の場合に想定される 事象を、「外部被ばくの発生、管理区域の火災」から「閉じ込め事|者の安全確保を図ることが必要です。 故による放射線障害の発生又は放射線障害の発生のおそれ」と変|なお、想定される汚染の除染方法を定める場合でも詳細 更していただきたい。大型加速器が本号の対象となったのは「閉じ 込め事故の予防」のためであり、それに準じた記載にすべきであ る。したがって、判断の基準は「監視カメラでの視認、非常スイッ チの押し下し、発生装置室扉の内側からの解放等」とすべきであ り、措置の手順としては、火災がなくなるため、「立ち入り制限の 手順」、「自衛消防等の対応手順」を削除する。大型加速器施設で は、万が一運転中に火災が発生した場合、消防士はインターロック により加速室に入ることができず、過剰被ばくの恐れがない。一方 停止中の加速器では、放射線障害の発生又はそのおそれに結びつ

本ガイドの1ページ目の1.の最後に「本ガイドで示す例 示は一例であり、許可届出使用者の実態を踏まえ、適切な 事項を明記する必要がある。」と記載しており、【例】に記 載されている「判断の基準」や「措置の手順」は一例であ るため、施設の実情に応じて、適切なものを規定してくだ さい。

また、許可届出使用者の実情を踏まえ、あらかじめどのよ うな汚染が生じるか想定できる場合には、あらかじめ除 染方法を定めることが必要です。また、事前に方法を定め ることが難しい場合には、除染の作業計画を作成した上 で実施するという手順を定めることにより、除染を行う

な内容は、放射線障害予防規程ではなく、下部規程等にお いて必要な措置を記載していただければ結構です。

	くような放射線は存在しない。	
9 4	12ページ施行規則第21条第1項第14号14-4)について、「改善	本号については、応急の措置に係る訓練の一連の流れを
	に係る手順」を記載する必要はないのでは。「手順」ではなく、	通じて危険時の事前対策を改善するプロセスを規定する
	「改善内容」とすべきではないか。	ことを求めており、「手順」としています。
		なお、改善内容については、年度ごとに記録を残していた
		だき、立入検査を通じて確認します。
9 5	施行規則第21条第1項第13号及び施行規則第21条第1項第14	放射線障害予防規程の要求事項について、他法令に基づ
	号について、原子力事業者は原子力災害対策特別措置法に基づく	いて設けた仕組みを活用することは可能です。その際に
	社内規定に既に反映している。このため二重規制を避けるため	は放射線障害予防規程において活用するその仕組みを明
	「他法令等で、既に規定している場合には、その仕組みを活用し	記していただく必要があるものと考えています。そのた
	てもよい。」とガイドに明記していただきたい。記録についても	め、各号共通する事項として、本ガイドの 2 ページ目に
	既に運用しているもので対応することを考えているがこれでよい	「0-7)放射線障害予防規程に定める事項のうち、他法令
	か。	等に基づき作成した規程が放射線障害予防規程で定める
9 6	施行規則第21条第1項第15号について、ガイドでは「他法令等	べき事項として合致している場合には、当該規定を活用
	で、既に継続的に改善を行う体制を構築している場合には、その	することはできる。その場合、当該規定の名称を放射線障
	仕組みを活用してもよい。」となっているが、既に構築している	害予防規程に記載すること。」を記載します。
	場合は放射線障害予防規程へ反映する必要はないと考えているが	
	これでよいか。またこれに係る記録は、既に運用しているもので	
	対応することを考えているがこれでよいか。	
9 7	施行規則第21条第1項第15号について、放射線発生装置には表	特定許可使用者及び許可廃棄業者における放射線障害の
	面から 10 cm の位置で 600 nSv/h を僅かに超えるものから、J-PARC	防止に関する業務の改善については、必要な経費や人的
	のような高エネルギー、高線量のものまで多岐にわたっているた	措置など、事業者としての経営判断に直結するものであ
	め、一律にマネジメント層の関与を求めることは厳しいのではな	ることから、こうした判断責任を負えるマネジメント層

いか。	を含む組織及び責任者を規定することとしています。
	なお、本ガイドにおいては、マネジメント層とは、必ずし
	も法人の代表である必要はなく、評価の結果を踏まえ人
	的及び財政的な手当を行い、放射線障害の防止に関する
	業務の改善措置につなげる仕組みの構築ができる者とし
	ております。
13 ページ施行規則第 21 条第 1 項第 15 号 (放射線障害の防止に関	本ガイドでは、特定許可使用者及び許可廃棄業者におい
する業務の改善に関すること)について、放射線障害に発展しな	て、放射線障害予防規程の中に自らの放射線障害の防止
いような些細な事象においても、それらを原子炉や核燃料物質等	に関する活動を評価し、その結果を踏まえて継続的に改
と同等に取り扱うことによって過剰の規制になってしまい、原子	善を行う体制及び方法を定めることを求めています。
力基本法の目的である原子力利用に対する学術の進歩と産業の振	原子炉等規制法の品質保証と同等の規制要求を求めてい
興や、人類社会の福祉と国民生活の水準向上への寄与を著しく停	るものではありません。そのため、原案のとおりとしま
滞・衰退させるおそれがある。安全性の改善は評価しづらく、継	す。
続的な見直しが必要といった程度が妥当な表現ではないか。例え	業務の改善の取組方法については、特定許可使用者及び
ば以下のような表現にできないか。「本号では、改正法によって	 許可廃棄業者の実情に応じて、外部評価の活用も含め、特
新設された法第38条の4において許可届出使用者等の責務が新	 定許可使用者及び許可廃棄業者において判断し適切な体
設されることを踏まえ、法令に基づく個々の規制要求を満たしつ	制及び方法を構築してください。
つ、最新の知見を踏まえて、放射性同位元素等及び放射線発生装	
置の使用等に係る安全性をより一層向上させるために、マネジメ	
ント層を含む事業者全体の取組として、放射線障害の防止に関	
し、継続的に見直しを行う体制及び方法を定めることを求めてい	
వ 。	
13ページ施行規則第21条第1項第15号15-2)について、「特定	
	13ページ施行規則第21条第1項第15号(放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること)について、放射線障害に発展しないような些細な事象においても、それらを原子炉や核燃料物質等と同等に取り扱うことによって過剰の規制になってしまい、原子力基本法の目的である原子力利用に対する学術の進歩と産業の振興や、人類社会の福祉と国民生活の水準向上への寄与を著しく停滞・衰退させるおそれがある。安全性の改善は評価しづらく、継続的な見直しが必要といった程度が妥当な表現ではないか。例えば以下のような表現にできないか。「本号では、改正法によって新設された法第38条の4において許可届出使用者等の責務が新設されることを踏まえ、法令に基づく個々の規制要求を満たしつつ、最新の知見を踏まえて、放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性をより一層向上させるために、マネジメント層を含む事業者全体の取組として、放射線障害の防止に関し、継続的に見直しを行う体制及び方法を定めることを求めている。

許可使用者及び許可廃棄業者の実態、事故・故障の事例並びに最 新の知見」とあるが、どのようにして共通の認識にするのか、何 を基準にするのかが不明瞭である。また、「放射線障害の防止に 関する業務を評価し、評価を踏まえた改善を行う手順」とある が、評価に際して、具体的な基準が不明瞭であり、主観的な評価 に陥るおそれがある。

登録認証機関等に対する立入検査ガイド(案)に対する御意見とそれに関する考え方

No.	御意見(要約)	考え方
100	目次にページ数の記載が漏れている。	追記します。
101	1ページの最下行の「事項を定める」について、定めるべきは	1 ページ第 4 段落 2 行目の「立入検査において確認すべ
	「検査項目」ではないか。	き事項」は「検査項目」と同義ですので、「立入検査にお
		いて確認すべき事項」を「検査項目」と修正いたします。
102	1ページ第2段落2行目の「法律」は、「法」以外の何を指してい	1ページ第2段落2行目の「法律」は放射線障害防止法を
	るか。	指していることから、「法律」を「法」と修正いたします。
103	1ページ第2段落2行目の「要領」は、その位置付けを明確にす	御指摘を踏まえ、1ページ第2段落3行目の「立入検査実
	るため、原子力規制委員会決定であることを記載した方が適当だ	施要領(平成25年7月3日制定、平成29年6月29日改
	と思う。	正)」を「立入検査実施要領(平成 25 年 7 月 3 日原子力
		規制委員会決定、平成 29 年 6 月 29 日改正)」と修正いた
		します。
1 0 4	1ページ第3段落2行目及び3行目の「法令」は、「法」以外の何	1ページ第3段落3行目の「法令」は、放射性同位元素等
	を指しているか。	による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第
		167号)及び登録認証機関等に関する規則(平成17年文
		部科学省令第37号)を指しています。
1 0 5	2ページ5行目及び13行目の「業務規程」は、「設計認証業務規	御指摘を踏まえ、2ページ第1章第1節1ポツ3行目及
	程」と記載すべきである。	び 10 行目の「業務規程」を「設計認証業務規程」に修正
		いたします。また、第2章から第8章についても同様に
		修正します。
106	2ページ13行目の「認可」は、「変更の認可」と記載すべきであ	御指摘を踏まえ、2ページ第1章第1節i)の「認可」を

	る 。	「変更認可」と修正いたします。また、第2章から第8章
		までについても同様に修正いたします。
107	2ページ 17 行目の「相違がないか」は、10 行目「行っているこ	2ページ10行目では第1章第1節において検査項目を定
	と」と整合をとるために「相違がないこと」と記載すべきであ	める趣旨を記載しています。同節の各項目において、17
	వ 。	行目「相違がないか」と同様の記載で具体的な検査項目を
		記載していることから、原案のとおりとします。
108	2ページ 17 行目の「業務規程」は、「設計認証業務規程」と記載	御指摘を踏まえ、2 ページ第 1 章第 1 節 i) 2ポツ①の
	すべきである。	「業務規程」を「設計認証業務規程」に修正いたします。
		また、第2章から第8章についても同様に修正します。
109	2ページ 17 行目の「内容」は、「変更の内容」等の方が適当では	2ページ第1章第1節i)①の「内容」とは、既に原子力
	ないか。	規制委員会が認可した業務規程の内容を指していること
		から、原案のとおりとします。
1 1 0	2ページ20行目「後段」について、前段を検査の対象外としたの	立入検査の対象となる登録認証機関は、登録の際に設計
	はなぜか。	認証業務規程の認可を受けていることから、後段のみと
		しています。
1 1 1	2ページ24行目「変更について」について、「変更しようとする	御指摘を踏まえ、2ページ第1章第1節 ii)1行目の「登
	ときは」の方が適当である。	録事項の変更について」を「登録事項を変更しようとする
		ときは」に修正いたします。また、第2章から第8章ま
		でについても同様に修正いたします。
1 1 2	2ページ26行目①の記載内容について、法第41条第2項第5号	法第41条第2項第5号に規定する原子力規制委員会規則
	に係る記載が漏れている。	で定める事項については、現在具体的な事項が定められ
		ていないことから、同法第41条第2項第5号に係る部分

		を除いています。このため、原案のとおりとします。
1 1 3	2ページ28行目「登録の申請、直近の登録の更新申請」は「登録	法に基づく登録事項の変更の届出がなされていることを
	事項の変更」とは無関係な内容であり、削除すべきである。	確認するためには、登録の申請又は直近の登録の更新申
		請の内容を確認する必要があります。このため、原案のと
		おりとします。
1 1 4	参照条文「法第41条第1項第3号ロ及びハ」に係る検査項目の	機関則第12条において、役員の選任及び解任をしたとき
	記載が、漏れている。	は、法第41条第1項第3号ロ及びハに該当しないことを
		説明した書類を提出することと規定されているため、役
		員の選任及び解任の届出時に同法第41条第1項第3号ロ
		及びハを確認しています。このため、立入検査では原子力
		規制委員会に届け出た役員と相違がないことを確認しま
		す。以上により、原案のとおりとします。
1 1 5	3ページ最下行から上に2行目「法第41条の2の規定・・・規定	法第40条に規定する欠格条項に該当するかを確認する機
	されていないため、」について、記載の目的が不明であり不要で	会は、登録認証機関の登録を受ける際と、登録を更新する
	はないか。	際に限られるため、そのことを明示した上で、立入検査で
		登録認証機関が欠格条項に該当しないことを確認するも
		のであり、原案のとおりとします。
1 1 6	4ページ1行目「法人である場合」について、個人である場合に	法第40条第1号及び第2号の欠格条項については、立入
	ついても規定すべきである。	検査を行わなくても原子力規制委員会において確認する
		ことが可能です。一方、同法第 40 条第 3 号の欠格条項は
		法人である場合に適用されるため、案のような検査項目
		としています。このため、原案のとおりとします。
117	法第 41 条の 12 第 1 号の規定では、登録を取り消すことができる	法第40条第1号及び第2号の欠格条項については、立入

	のは「第40条第1号又は第3号に該当するに至つたとき」と規	検査を行わなくても原子力規制委員会において確認する
	定しているため、4ページ4行目「法第40条」は、「第40条第1	ことが可能であり、立入検査で確認すべき検査項目は同
	号及び第3号」とすべき。	法第 40 条第 3 号であることから、参照条文を「法第 40
		条」から「法第 40 条第 3 号」と修正いたします。また、
		第2章から第8章までについても同様に修正いたします。
118	11ページ3行目「場所等」の「等」は何を指しているか。	11ページ第1章第4節 ii) 1ポツ①2 行目の「等」は、設
		計認証業務を行う事業所以外にも、認証機器製造者等が
		行っている放射性同位元素装備機器の検査の実施に係る
		体制について実地の調査を行う場合があることを指して
		います。そのため、原案のとおりとします。
119	法だけでなく機関則も根拠としているため、16ページ5行目	御指摘のとおり修正いたします。また、第2章から第8章
	「法」は「法令」の方が適当である。	までについても同様に修正いたします。
1 2 0	17ページ9行目「法第41条の16によって」は、「法第41条の	法第 41 条の 16 冒頭の規定を踏まえ、「準用する」と記載
	16において読み替えて準用する」と記載すべきである。	しています。このため、原案のとおりとします。
1 2 1	18ページ9行目「法第41条の8第1項」は、「法第41条の16に	17ページ第2章第1節2ポツにおいて、「法
	おいて読み替えて準用する法第41条の8第1項」と記載すべき	第 41 条の 16 によって準用する法第 40 条から第 41 条の
	である。	14 までにおいて登録検査機関に対する要求事項を規定し
		ているが、本章においては、準用する条項のみを記載す
		る」としていることから、原案のとおりとします。
1 2 2	24ページの最下行から上に5行目「法令」は、「法」以外の何を	登録認証機関等に関する規則を指しています。
	指しているか。	

全体を通した御意見とそれに関する考え方

No.	御意見(要約)	考え方
1 2 3	法第31条の2の規定に基づく事故等の報告に関する解釈(案)、	解釈、ガイド等の行政規則の制定時に、原子力規制委員
	放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド(案)、登	会の文書番号を付します。
	録認証機関等に対する立入検査ガイド(案)について、今後発行	
	される文書を含め、文書番号を付すなど、各文書を体系立てて管	
	理していただくことを希望する。	
1 2 4	政令で定められる関連法令の施行期日である平成30年4月1日か	施行期日政令で定める施行期日(平成30年4月1日)か
	ら放射線障害予防規程の届出期限である平成 31 年 8 月 30 日まで	ら改正後の施行規則第21条第1項各号に基づき放射線障
	の間は、旧法令の放射線障害予防規程はガイドの適用範囲外であ	害予防規程を変更した日(遅くとも平成31日8月30日)
	ると考えているがよいか。	までの間は、現行の放射線障害予防規程で問題ありませ
		ん。
1 2 5	「放射線障害防止法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照	傍線及び破線で囲んだ部分は、条項等の一部が改められ
	表」、「改正法の一部施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備	る場合に、改められる箇所を示しています。
	等に関する規則案 新旧対照表」、「改正法の一部施行に伴う関係告	二重傍線の部分は、(1) 条項番号等が改正前欄と改正後
	示の整理等に関する告示の案 新旧対照表」の表中の傍線、二重傍	欄で同じ場合は、その条項等の全部が改められること、
	線は、何を意味しているのか。また、「改正法の一部施行に伴う関	(2)条項番号等が改正前欄と改正後欄で異なる場合は、
	係告示の整理等に関する告示の案 新旧対照表」の別表第一の改正	その条項等が移動すること、(3)条項番号等が改正前欄
	後欄の第1号、第2号、第3号を破線で囲んでいるのは、何を意	にのみ記載されている場合は、その条項等が削られるこ
	味しているのか。	と、(4)条項番号等が改正後欄にのみ記載されている場
		合は、その条項等が新たに設けられることを示していま
		す。

その他放射性同位元素の規制に関する御意見

No.	御意見(要約)	考え方
1 2 6	放射線管理状況報告書と線源登録に重複している部分があるた	放射線管理状況報告書は、許可又は届出の範囲内で適切に
	め、一本化してほしい。	放射性同位元素を使用しているかの確認及び被ばく状況
		の確認のために提出いただくものであり、法第 42 条の報
		告徴収、施行規則第39条で報告義務を求めています。
		一方、線源登録(特定放射性同位元素の所持に係る報告書)
		は、放射線源の識別と所持の把握や不法所持の抑制のため
		に特定放射性同位元素のトレーサビリティの観点から所
		在を把握するために登録いただくもので、対象となる核種
		や数量が異なる等、目的及び報告等の内容並びにその利用
		方法が異なることからそれぞれの報告様式を使って提出
		を求めるものです。
		このため、現状のままとします。
1 2 7	施行規則第21条第1項第8号全体について、改正法にも健康診	御指摘の施行規則第 21 条第 1 項第 8 号は、今回の改正事
	断の義務が課せられているが、被ばくのない者に対して健康診	項ではありません。
	断を受診させる意義が不明である。近年、政府は海外との共同	放射線障害は、一般に被ばく後に臨床症状が現れるまでに
	研究を推進しようとしているが、多くの国では放射性同位元素	相当の期間があるため、できるだけ早期に当該症状を発見
	に関する健康診断が課せられていないため、短期滞在の外国人	して適切な措置を講ずることが重要です。
	を従事者登録するのが困難である。特に被ばく歴の有無を医師	こうした観点から、放射線業務従事者に対して、被ばく歴
	に問診させる国は日本以外に聞いたことがない。これは研究活	の有無を問わず健康診断の受診を求めています。
	動を著しく妨害しているので改善を求める。また、日本の医師	このため、原案のとおりとします。
	も被ばく歴の有無を問診として法で定められていることを認識	

	せずに行わないことが多いという状況も理解してほしい。	
1 2 8	施行規則第21条第1項第8号全体について、 改正法にも健康	
	診断が義務付けられているが、その意義に疑問がある上に、(特	
	に外国人研究者との共同)研究を進める上での大きな障害にな	
	っている。被ばく歴の有無を医師に問診させる国は日本くらい	
	であるため、外国で受けた健康診断を代用することができず、	
	短期滞在の外国人を従事者登録する際に施設、従事者双方にと	
	って負担が大きい。	
1 2 9	施行規則の附則第四条は削除しないでいただきたい。	今回の施行規則改正では、御指摘の附則の改正は行いませ
		ん。
1 3 0	定期の特殊健康診断について、平成23年1月の放射線審議会基	放射線審議会では、放射線障害防止の技術的基準に関する
	本部会では、以下のような提言があった。「放射線業務従事者個	法律 (昭和 33 年法律第 162 号) に基づく調査審議・提言機
	人の線量測定が適切に実施され、その測定結果を基に評価され	能の追加を踏まえ、平成 29 年 9 月 25 日に開催した第 136
	た線量が実効線量限度を超えていないこと、及び眼の水晶体や	回総会において、定期的な特殊健康診断を含めて国際放射
	皮膚についての等価線量限度を超えていないことが明らかであ	線防護委員会(ICRP)2007年勧告の国内制度等への取
	る場合、当該放射線業務従事者に確定的影響が発生することは	り入れに係る検討を開始しており、今後更なる取組が必要
	ないことから、定期の特殊健康診断の実施は不要である。」、「放	な事項を抽出した上で、考え方をまとめることとしていま
	射線業務従事者に対する特殊健康診断は、次の三つの機会で実	す。放射線審議会での議論を踏まえ、必要に応じて検討し
	施することが有効である。 1)初めて放射線業務に就く前、放射	てまいります。
	線業務の職を終了するとき。ただし、「放射線業務の職を終了す	
	るときに関しては、放射線業務に従事した期間中に 実効線量限	
	度(50 mSv/年又は 100 mSv/5 年)又は等価線量限度を超えた場	
	合に限る。2)実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし	

	たとき。 3)線量評価に大きな不確実性があったときなど、放射	
	線業務従事者が所属する組織の線量管理に責任を有する者が特	
	殊健康診断の必要性を認めたとき。」 その後、本件に関して	
	は、今回のような大きな法令改正においても何ら顧みられてい	
	ない。セキュリティ等規制を強化し使用者等に負担を強いる一	
	方ではなく、この提言を取り入れる等、規制を緩和し無駄を省	
	き負担を軽減することへも対応していただきたい。	
1 3 1	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	今般の法改正では、放射線障害防止法における放射性同位
	の一部を改正する政令案について、廃棄物埋設事業の将来が見	元素等を原子炉等規制法において廃棄できるよう廃棄の
	えておらず、実効性が不透明である。原子力規制委員会の積極	円滑化に資する規定を整備しました。
	的な関与を期待する。高額な引取料金になった場合、大学等の	原子力規制庁としては、規制機関として、今般のような必
	施設では、予算が限られているため、利用が限定的になる可能	要な法整備をはじめ、技術基準等について、積極的に検討
	性がある。この点も考慮いただきたい。この改正は「放射性同	してまいります。
	位元素等の廃棄の円滑化に資する」とあるが、実際、放射性同	また、クリアランス制度については、安全研究において制
	位元素等のクリアランス制度は全く動いておらず、廃棄の円滑	度の具体的な運用に向けた調査を継続して行っておりま
	化のために、短半減期核種のクリアランス措置などの実施をお	す。短半減期核種のクリアランス制度については、今後、
	願いしたい。	国際的な動向や使用者等の実態を踏まえて、法令改正の必
		要性について検討してまいります。
1 3 2	7ページの資料一覧の各別紙のクレジットと「放射性同位元素	本年 10 月 25 日開催の第 46 回原子力規制委員会で使用し、
	等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正す	当該ページにおいて閲覧可能であったことから、掲載を割
	る政令案等に対する意見募集について (平成29年10月26日付	愛しておりました。
	原子力規制庁)」の意見募集案件のクレジットが一致していない	御指摘を踏まえ、次回以降より丁寧な対応を心がけてまい
	ので、両者の対応をとるのがいささか困難であった。一読して	ります。

		理解できる記載の工夫があればよかった。7 ページの資料一覧	
		の参考1、参考2については意見募集にあたって参考となる情	
		報であるのに電子政府の総合窓口(e-Gov)への掲載がなされなか	
		ったのは遺憾である。	
1 3	3	意見募集案件の一番目の案件名中の「基づ」は誤記である。	次回以降、誤記がないよう気を付けてまいります。
1 3	4	意見募集対象資料は「電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フ	御指摘を踏まえ、次回以降、書き振りについて改善してま
		ォームに掲載されている」のではなく、「電子政府の総合窓口	いります。
		(e-Gov)のパブリックコメント:意見募集中案件詳細に掲載され	
		ている」のではないか。	